

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	多治見市民病院駐車場の利用許可(第1駐車場の有料区画に限る。)		
根拠例規及び条項	多治見市病院事業の設置等に関する条例第9条第2号		
所 管 部 課 名	市民健康部保健センター		
審 査 基 準	関係法令等及び条項		
	基 準	<p>1. 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車のうち、長さ5.0メートル以下、幅2.5メートル以下、高さ2.3メートル以下のもの。</p> <p>2. 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車。</p> <p>3. 1. 及び2. の規定にかかわらず、指定管理者は次のいずれかに該当する自動車については、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車</p> <p>(2) 駐車場の施設及び人体に危険を及ぼすおそれのある物品を積載している自動車</p> <p>(3) その他駐車場の管理上支障があると認められる自動車</p>	
	設定年月日	平成25年5月15日	最終変更年月日 平成25年5月15日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 申請と同時	
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 申請と同時	
	設定年月日	平成25年5月15日	最終変更年月日 平成25年5月15日
備 考			